

## 5 災害時歯科保健医療

### 望む姿

口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを県民一人一人が理解し、たとえ災害時であっても、歯・口腔の健康づくりを意識して自ら取り組んでいる。

大規模災害が発生し避難所での慣れない避難生活が長引くと、ストレスや乱れた食生活等から免疫力が低下し、加えて極端な水不足による口腔清掃の不備や義歯の紛失等により、誤嚥性肺炎のリスクが増加することが指摘されています。

災害時における歯科保健医療分野の対応として、「口腔外傷者の病院歯科への搬送」、義歯の紛失や痛み等歯科医療の応急処置を行う「救護所の開設」とともに、誤嚥性肺炎による災害関連死<sup>※17)</sup>を防ぐために「災害時の口腔ケア」の実施が重要です。

\* 阪神・淡路大震災においては、死者 6,434 人のうち災害関連死は 922 人であった。最も多かったのが肺炎である（223 人、24%）。

災害関連死の 81.3%が 65 歳以上の高齢者であった。

※17) 直接死以外で地震より後に発生した死亡のうち、行政などが震災との因果関係を認定した死亡  
（「歯科における災害対策」より）

### 活動実績

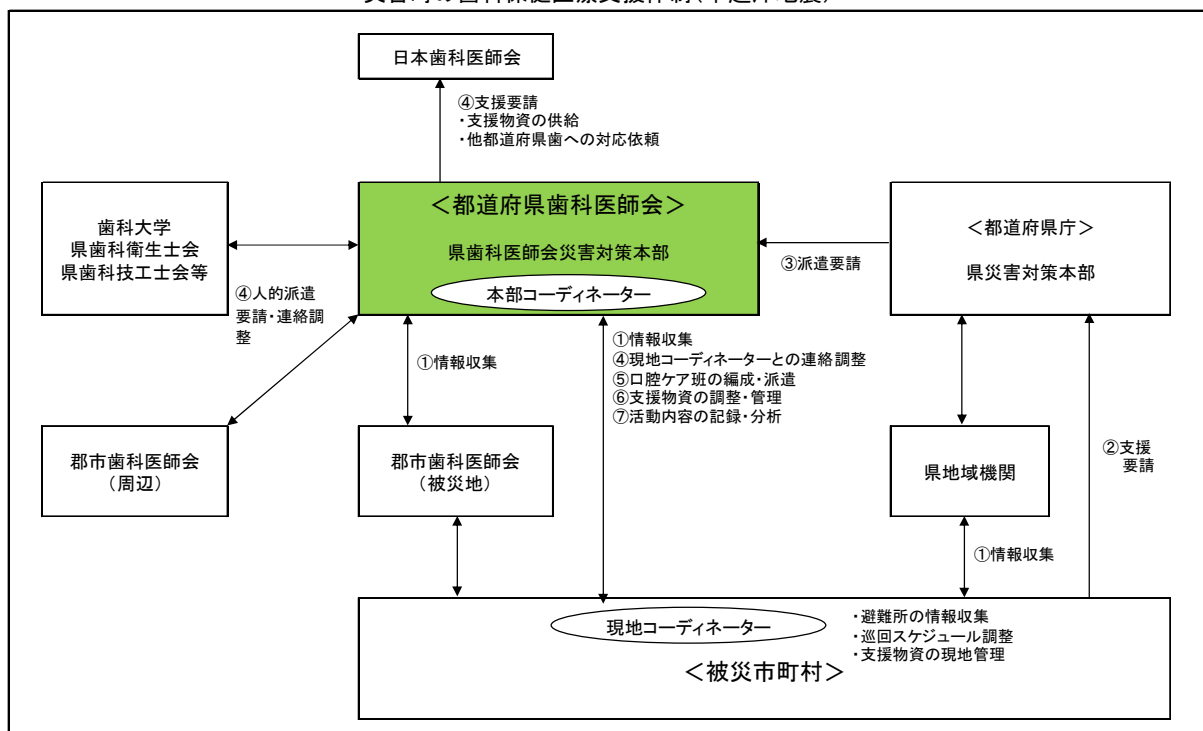
#### 平成 16 年中越大震災及び平成 19 年中越沖地震における支援

- 県は、被災直後から新潟県災害対策本部を設置し、被害状況等の情報収集を行うとともに、県地域機関を通じた歯科ニーズの情報収集を行いました。
- 新潟県歯科医師会も被災後まもなく県歯科医師会災害対策本部（以下「県歯会対策本部」という。）を立ち上げ、歯科診療所の被災状況等の情報収集並びに歯科医療救護班の出動体制の準備を行いました。
- 県は、県歯科医師会との協定に基づき、歯科医療救護班の派遣を要請し、救護班は、歯周病や義歯等の痛みを訴えた患者の対応にあたりました。
- 県は、県歯会対策本部に対し口腔ケア班の派遣要請を行い、口腔ケア班は、避難所への巡回口腔ケア及び歯ブラシの配布等を行いました。

- 県歯会対策本部は、支援活動全般に係る活動調整や需要に関する情報収集・分析を行う本部コーディネーターを設置し、日々変化する現場の状況・ニーズに即応した活動を行うための現地コーディネーターと連携しながら支援活動を行いました。
- 避難所には大量のお菓子等が山積みであったため、子どもたちの全身の健康管理の観点から、幼児期、学童期の子どもたちを対象に、巡回口腔ケア指導を重点的に行いました。
- 口腔ケアの必要性を啓発するため、歯や口腔の健康についてのチラシ 3,000 部を避難所に配布しました。また、口腔機能の維持を通じて生活不活発病を予防するため、「お口の体操」チラシも避難所へ配布しました。
- 要介護高齢者や障害者等の要配慮者に対して、「福祉避難所」へ定期的に巡回口腔ケアを行いました。

図 42

災害時の歯科保健医療支援体制(中越沖地震)



\* 災害における最重要課題は命を守ることであり、震災がなければ助かったかもしれない「避けられた死」を減らす努力が求められる。

関連死が総死亡数の 76%を占めた中越地震では、避難所において口腔ケアの介入がなされ肺炎による死亡は1名のみであったという。

(H20 年度厚生科研事業「大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究」より)

\* 被災地である小千谷市の死因別死亡数を地震のおきた平成16年と過去の年次との比較を行ったところ、被災、避難生活という状況下において、肺炎による死亡数が増加傾向を見せていなかった。口腔ケアを含めた高齢者に対する種々の健康対策が功を奏したと評価できうと思われた。

(新潟県中越地震歯科医療支援活動報告書(日本歯科大学新潟生命歯学部)より)

## 啓発チラシ


**お口の中を清潔に保ちましょう。**

慣れない環境の中では、抵抗力が弱まり、むし歯や歯周病、口内炎などが起こりやすくなります。特に、高齢の方では、口の中の汚れが原因で誤嚥性肺炎が起こる恐れがあります。お口の中を清潔に保つため、次のことに注意しましょう。

- 夜、寝る前には歯みがきをしましょう。
- 入れ歯もお手入れしましょう。  
食後は、歯ブラシで丁寧に磨きましょう。入れ歯洗浄剤も効果的です。
- よく噛んで食べましょう。  
唾液が十分に分泌され、口の中の汚れや細菌を洗い流します。
- 水分を十分にとりましょう。
- うがい薬も口の中を清潔に保つために効果があります。
- 気になる場所があれば、かかりつけの歯科医院に診てもらいましょう。

<子どもたちは次のことにも注意しましょう>

- きちんと生活リズムを整えましょう。
- 甘いおやつやお菓子のだらだら食べはやめましょう。
- むし歯予防のためキシリトールガムを噛むことも有効です。




新潟県

**避難生活でも、お口の清潔を保ちましょう！**

慣れない避難生活では、そのストレスから抵抗力が弱まり、むし歯・歯周病の悪化や口内炎が起こりやすくなります。特に高齢の方では、口の中の汚れが原因で、誤嚥性(ごえんせい)肺炎にかかり易くなる恐れがあります。お口の中を清潔に保つことにより、これらの病気の予防に努めましょう。

- **夜寝る前には、できるだけ歯みがきをしましょう。**
- **歯みがきが出来ない時は、ブクブクうがいをしましょう。**  
うがい薬でのうがい理想ですが、手元になければ、水道水をお口に含んでブクブクうがいを15秒間行いましょう。3回繰り返すと有効です。
- **入れ歯のお手入れが必要です。**  
食後には、歯ブラシで丁寧に、内面と歯の部分を磨きましょう。  
磨いた後で義歯洗浄剤につけると、より効果的でしょう。
- **よく噛んで食べましょう。**  
よく噛むと、唾液がたくさん出て、口の中の汚れを洗い流す効果があります。
- **子どもたちは、甘いものの食べ過ぎに気をつけましょう。**  
食べた後、歯みがきやうがいを心がけましょう。



お口の中で、気になる場所があれば、早めに最寄りのスタッフもしくは\_\_\_\_\_歯科医師会(電話\_\_\_\_\_)にご相談ください。

新潟県 新潟県歯科医師会

表2 歯科保健医療支援活動の概要

		中越大震災	中越沖地震
県歯会対策本部の設置		発災後2日目(10/25)	発災当日(7/16)
開始日		発災後5日目	発災後3日目
活動期間	医療救護所	10/28～11/14(18日間)	7/19～7/23(5日間)
	巡回口腔ケア	10/28～11/21(25日間)	7/19～8/16(実17日間)
応急歯科診療受診者数		133名	78名
巡回口腔ケア人数		1,226名	1,583名
支援	歯科医師	延べ95名	延べ91名
	歯科衛生士	延べ132名	延べ152名
	歯科技工士	延べ17名	延べ3名

○ 中長期的な歯科保健医療支援活動

災害発生後から数年にわたり、仮設住宅等での不便な生活を強いられる高齢者や災害時要援護者では、免疫機能の低下等により、誤嚥性肺炎等の呼吸器疾患を起こす危険性が高くなることから、仮設住宅入居者等を対象とした口腔ケア推進事業を実施しました。

表3 健康サポート事業(被災地における口腔ケア推進事業)

		誤嚥性肺炎予防のための 口腔ケア研修会	仮設住宅における 高齢者の口腔ケア指導
事業概要		被災地における要介護者の誤嚥性肺炎や介護の重症化予防を目的に、災害救助法適用の市町村において、介護に直接携わる施設職員や訪問介護員等を対象とした研修会を実施	被災生活が長期化している仮設住宅入居の高齢者に対して、口腔の健康状態の改善及び誤嚥性肺炎の予防を目的として、歯科衛生士等による口腔ケア指導を実施 ①仮設住宅集会場等における口腔ケア指導 ②訪問口腔ケア指導
実績	中越大震災 (H17.2～ H21.2)	62会場、2,051人	① 39会場、869人
	中越沖地震 (H19.10～ H22.9)	59会場、2112人	① 50会場、1023人 ② 延べ188人

## 活動から見えてきた課題

- 被災間もない頃は、歯・口腔は後回しにされがちで、加えて水不足で口腔清掃を控えるため、口腔環境の悪化する人が増えてきます。そのため、早期から巡回口腔ケア等に取り組むことが必要です。
- 被災地の市町村職員は対応に忙殺され、歯科に関する情報収集はほとんどできない状況にあります。他職種と連携し、いち早く現場に入り情報収集することが必要です。
- 災害ボランティア等の方々が災害時に口腔ケア等を意識して避難者に声かけをしてもらえるよう、平常時から社会福祉協議会等関係者への啓発が重要です。
- 日頃の啓発活動がそのまま災害時の対応につながります。平常時から、介護施設、社会福祉協議会及び市町村の介護部門や保健部門に対し、災害時における要介護者及び障害児（者）への口腔ケア等の重要性について啓発が必要です。
- 摂食・嚥下困難者に対しては、歯科的な応急処置と食支援、栄養管理が重要なため、歯科医師と管理栄養士等が連携し支援することが必要です。
- 要配慮者に対しては、定期的な口腔ケア等の手厚い支援が必要です。そのためのスタッフの確保と人材育成が必要です。

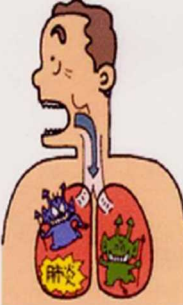
### 誤嚥性肺炎予防啓発チラシ

**避難所での生活でもお口のお手入れは、必要なの？**

阪神淡路大震災の後、避難所生活をされていた方で肺炎などで亡くなる方がたくさんいらっしゃったそうです。その中のなん割かの方は、お口のなかの汚れが原因の誤嚥性肺炎であったといわれ、元気をだす為にも口腔ケア（お口のお手入れ）が必要であったと指摘されています。

- 夜、寝る前には歯磨きをしましょう。
- 入れ歯の方もお手入れが必要です。
- うがいは何回もしましょう。
- 汚れた空気の所では、マスクをする様にしましょう

がんばれ 元気 新潟！！ 新潟県歯科医師会・柏崎市歯科医師会

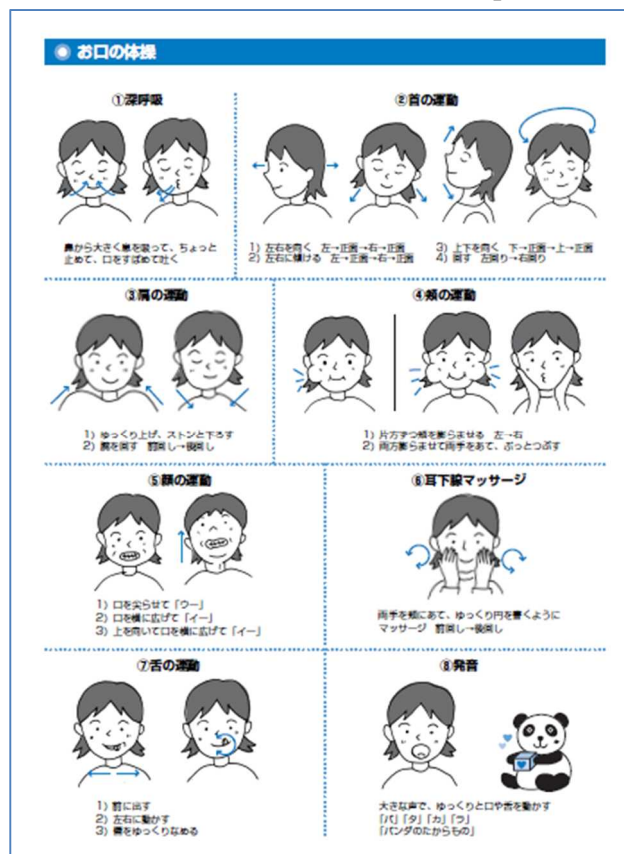




## 県の役割

- 県は、災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するため、「新潟県地域防災計画」及び「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、被災状況に応じて県歯科医療救護班の派遣を要請します。
- 県は、被災状況に応じ、県歯科医師会に巡回口腔ケア班の派遣を要請します。
- 被災地における歯科的ニーズを把握するため、県地域機関を通じて情報収集を行うとともに、必要に応じて県地域機関等の歯科専門職へ協力要請を行い、市町村及び歯科医師会等の関係団体との連絡調整を行います。
- 要配慮者への支援活動を充実するため、平常時から社会福祉協議会及び介護施設等の職員を対象とした歯科保健研修会等を活用し、災害時の口腔ケアの重要性について、啓発普及を行います。
- 摂食・嚥下困難者等の要配慮者に対しては、必要に応じて保健師や栄養士等と協働し、定期的な口腔ケア等の支援を行います。
- 災害時における口腔ケア等の歯科保健の重要性について、平常時から県民に普及啓発を行います。

### 生活不活発病予防「お口の体操」チラシ



## 災害時歯科保健医療活動の根拠

「新潟県地域防災計画（震災対策編）（R2.10月）」より引用

〔医療救護活動〕

第3章第18節「医療救護活動計画」

1 計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(略)

(ク)医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

○新潟県と新潟県歯科医師会は、救護班の派遣等の災害救助の協力に関する協定を締結しています。

〔保健衛生活動〕

第3章第19節「防疫及び保健衛生計画」

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(略)

(2) 要配慮者<sup>※18)</sup>に対する配慮

県及び市町村は、避難行動要支援者<sup>※19)</sup>及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(略)

※18) 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。

(災害対策基本法第8条第2項関係)

※19) 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(災害対策基本法第49条の10関係)

#### 4 業務の内容

##### (1) 保健衛生対策

###### ア 巡回保健班による健康相談等の実施

- (ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加）  
被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回
- (イ) 市町村保健師の協力を得て、巡回計画作成
- (ウ) 福祉保健課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立

###### イ 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施

- (ア) 地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加）  
被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回
- (イ) ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整
  - a 災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
  - b 難病患者、精神障害者等に対する保健指導
  - c インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
  - d 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
  - e 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
  - f 口腔保健指導

「災害時医療救護活動マニュアル（H25. 4月）」により引用

〔医療救護活動〕

#### 第3章 被災地外の医療救護班活動マニュアル

##### 2 歯科医療救護班

###### (1) 歯科医療救護班の派遣

- イ 県医務薬事課は、市町村、県歯科医師会、医療機関等からの派遣要請を受けて関係機関に対し、歯科医療救護班の派遣を要請します。また、災害状況等を勘案し、派遣要請がない場合でも必要に応じ、歯科医療救護班の派遣を要請します。



災害時の応援・支援・協力等に関する協定

協定名	相手方	主な内容	締結日
災害救助の協力に関する協定	新潟県－ 新潟県歯 科医師会	医療に関する救助の実施	H9. 2. 14
身元確認等における協力体制に関する協定*	新潟県警 察本部－ 新潟県歯 科医師会	災害等が発生した際に警察が 取り扱う死体の身元確認等を 連携して実施	H28. 1. 21

※新潟県歯科医師会と新潟県警察本部が

「身元確認等における協力体制に関する協定書」を締結（平成 28 年 1 月 21 日）

災害、事件、事故等が発生した場合に、死体の身元確認等における歯科医師の  
立会い等の協力体制の確立について定めたもの

\*東日本大震災において、歯による身元確認のための情報技術が広範に適用された。

<参考>

[身元確認手段の統計として、死者数が最大となった宮城県の例]

身元確認手段の内訳（2016 年 3 月 10 日現在）

①身体的特徴や所持品等による確認が約 86%      ②歯による確認が約 10%

③指紋・掌紋による確認が約 3%      ④DNA 型による確認が約 1%

特に、高度損傷遺体に対して DNA 型検査とともに歯科情報の活用が有効であった。

（H27 年度厚生労働省委託事業「歯科診療情報の標準化に関する実証事業報告書」（新潟県歯科医師会）より）